

NPOとの協働に関するガイドライン

〔 NPOとの委託契約に関するガイドライン 〕

平成17年4月

(平成21年10月改訂)

(平成23年11月改訂)

(平成31年3月改訂)

(令和2年3月改訂)

人権文化部・総務部

I	ガイドライン策定の趣旨.....	2
II	定義.....	2
III	NPOとの協働に関する基本的考え方.....	2
1	なぜ協働するのか.....	2
2	協働の意義（協働の効果）.....	3
	（1）市民の自治意識の向上.....	3
	（2）多様な市民ニーズへの対応.....	3
	（3）行政の体質改善.....	3
3	協働事業の推進.....	3
	（1）協働事業の形態.....	3
	（2）協働にふさわしい事業.....	4
4	協働事業の評価.....	5
IV	協働事業推進に向けた行政とNPOの相互理解の促進.....	5
1	行政内部への働きかけ.....	5
2	市民・NPOに向けた働きかけ（市民活動センターの役割）.....	6
V	NPOとの委託契約に関するガイドライン.....	7
1	NPOへの事業委託を検討するにあたって.....	7
2	対象となるNPO.....	7
3	委託相手の選定.....	8
4	対象となるNPOの評価の視点.....	10
5	NPOとの委託契約の実施にあたって.....	11
	【随意契約にてNPO委託を行う場合の具体的な流れ】.....	11

I ガイドライン策定の趣旨

地方分権時代の行政運営においては、行政と他セクターの協働（パートナーシップ）が求められています。本市ではこのような時代の動向に先駆け市民との協働を市政運営の基本理念と位置付け、市民参加条例の整備などさまざまな取り組みを進めています。

NPOは公共的なサービスの提供やコミュニティ形成など、地域に根ざした活動に基づくまちづくりの担い手として期待されており、箕面市非営利公益市民活動促進条例（平成11年条例第27号。以下「促進条例」という。）を制定しNPO活動の促進と協働促進を図ってきました。

一方、平成15年2月には自治体経営の視点から、市民と協働した地方分権時代にふさわしいまちづくりを進めるため、「箕面市経営再生プログラム」を策定しました。これにおいても、NPOとの協働の推進が掲げられ、ガイドライン策定が位置付けられたところです。

このガイドラインは、自治体とNPOの新しい協働のあり方「みのお市民社会ビジョン21」（促進条例第12条に基づき設置された非営利公益市民活動促進委員会答申）に基づき、NPOとの協働に関して、基本的な考え方や事業の範囲、手法などを定めることによって全庁的な共通認識を図り、市とNPOの協働（パートナーシップ）を円滑に推進することを目的に取りまとめるものです。

なお、本ガイドラインはNPOをめぐる状況の変化に対応し、必要に応じて見直すものとしします。

II 定義

このガイドラインにおいて、「NPO」とは促進条例第2条に規定している「非営利公益市民活動団体」を指します。

- ① 自発的、自立的に活動していること
- ② 活動目的に社会貢献性があること
- ③ 営利を目的としないこと
- ④ 市民を構成員としていること

III NPOとの協働に関する基本的考え方

1 なぜ協働するのか

行政とNPOは、ともに公共的な領域で活動し社会的な課題を解決することを目指している存在であることから、公共的な領域・まちづくりにおいてさまざまな関係を持つことができると考えられます。

それぞれが、公共的な領域において相互の特性を認め合い、共通の目的や課題解決を目指して役割と責任の分担のもとに協力することを「協働」といいますが、協働によって公共的サービスの内容を豊かにし、効率的、効果的なものとするのが可能になりま

す。

2 協働の意義（協働の効果）

（1）市民の自治意識の向上

NPOとの協働は、市民が行政サービスの“客体”であり続ける関係を変革し、「地方自治」の基本とも言える市民主体の社会（自己責任・自己決定型社会）づくりのきっかけとなります。

（2）多様な市民ニーズへの対応

市民の多様化するニーズは、公平・均一なサービスを提供することが求められる行政では、十分に対応することが困難になってきています。

こうした中で、さまざまな特質を持ったNPOと役割分担し協働することで、市民のニーズに沿った行政サービスの提供が可能になり、市民にとって効率的、効果的なサービスとなります。

（3）行政の体質改善

NPOとの協働で、行政職員の事業執行における考え方がより市民感覚に根ざしたものとなることや組織自体の体質改善が図られます。また、行政サービスの実施主体を見直すことで、行政の効率化が進みます。

3 協働事業の推進

NPOの特性を活かした協働事業の実施により、当該事業がより効果的に実施されると考えられるものについては、積極的に推進していきます。

（1）協働事業の形態

協働にはさまざまな形態がありますが、協働の効果が最も発揮できる手法を選定することが必要です。

① 企画・事業立案段階への参画

懇話会や検討会などにNPOの参加を求め、実際の企画にNPOの意見を反映する事業スタイルです。

- ・ 多様なNPOの参加を促すことで行政だけでは出し得ない柔軟な発想を生かし市民のニーズに的確に沿った計画策定などができます。

② 共催・実行委員会

NPOと行政が共同で主催者となる、またはNPOと行政で構成された組織が主催者となり、共通の目的に向かってそれぞれの特性を活かしながら共同し実施する事業スタイルです。

- ・ NPOの専門的な知識を活かせます。

- ・ 市とNPO、住民との協力関係が促進されます。

③ 委託

NPOの持つ特性やノウハウを活用し、効率効果的な公共的サービスを提供する事業スタイルです。

- ・ NPOの専門的知識と実行力を活かします。

④ 補助

NPOが行う事業に対し金銭的な支援を行う事業スタイルです。

- ・ 市民活動を活性化し「市民参加のまちづくり」を推進するための「投資」的な効果を持つものです。

⑤ 事業協力、協定

市およびNPOが行う事業において、委託契約等の手法を用いずに相手方の持つ専門的なスキルやノウハウを活用したり、協定を締結して共通の目的に向けて協力体制を組んだりするスタイルです。

- ・ 市の事業にNPOが関わることで、市民のNPOに対する理解に結びつきます。
- ・ 市とNPOとの協力関係が促進されます。

⑥ 後援

NPOの行う事業へ後援名義の使用許可を行う協働スタイルです。

- ・ NPOの社会的信用を高める効果があり、市民のNPOに対する理解に結びつきます。

上記の①～⑥に例示したもののほかにも、さまざまな形態があります。ソフト事業も組み合わせた公共施設の指定管理者制度や、公園や歩道の自主管理制度（市民が自主的に行う清掃や花壇管理等の活動に対して交付金を交付する制度）はその一例といえます。

（2）協働にふさわしい事業

協働とは、事業実施の1つのスタイルです。協働そのものを目的とするのではなく、その先にある、サービスを受ける市民の満足度が高まるかどうかによって協働にふさわしい事業かどうかを総合的に勘案し判断します。

① 多くの市民の参加を求める事業で、直接的に市政への参画につながるもの、または市民による組織づくりや市民運営で定着させていくもの。

- ・ NPOは、多くの市民によって構成されており、ネットワークの広がりを持っています。このことからNPOとの協働は市民の直接的な市政参加につながります。

例) 各種のキャンペーン、リサイクルモデル構築 など

② 地域に根ざした活動が必要なものやコミュニティ形成、活性化につながると認められるもの

- ・ 箕面市のNPOの多くは地域に根ざした活動を行っています。こうした特性を持ったNPOとの協働は、市民の地域に対する愛着の深まりを強めます。

例) 地域の公共施設の管理運営 など

③ きめ細かで柔軟な対応を必要とするものやNPOとしての特性が必要なもの

- ・ サービス対象者の状況に沿ったサービス提供が必要なものなどは、きめ細かな対応を持ち味とするNPOと協働することで効果性の高いサービス提供が行えます。

例) 資料点訳、障害者の自立支援 など

④ その他NPOに委ねることが適当と思われるもの

4 協働事業の評価

NPOとの協働で実施された事業については、その評価を行い次につなげていくことが重要です。現段階では、次に例示するような視点で行うことが必要です。

① 協働手法を用いたことでの効果

- ・ 目的は達成されたのか。
- ・ 協働したことにより、単独または行政が直接実施するより高い効果が得られたのか。

② 協働形態の妥当性

- ・ この協働形態でNPOの特性が十分発揮されたか。

IV 協働事業推進に向けた行政とNPOの相互理解の促進

- * 行政とNPOは、ともに公共的な領域で活動し社会的な課題を解決することを目指している存在ですが、その立場や特性が異なります。そのため協働を効果的に行うには相互理解が不可欠です。
- * 協働の成否は、市とNPOとの相互理解と信頼関係に大きく左右されます。相互理解を深めそれぞれの責任を理解し信頼関係を築くことで円滑な事業推進が図られます。
- * 協働事業が、より一層の効果を生み出すためには、目的や達成目標を共有することが必要となります。そのため行政が持つ情報は積極的に発信し、共有化を進めなければなりません。

1 行政内部への働きかけ

行政内部に対しては、次の取り組みによって理解促進を進めます。

- ① 協働事業の実施が効果をあげられるように、市民活動センターや先駆的なNPOと連携して協働の理解を進めるための研修や講座等を実施していきます。
- ② 協働事業に関する情報を積極的に公開することによって、共に創り上げる協働意

識を高めます。

- ③ 協働事業の実施の際には、「事業実施可能なNPOが存在するか」、「協働事業にふさわしいのか」といった点がポイントになりますが、これらの点についてアドバイスやコーディネートを進める体制を整備します。

2 市民・NPOに向けた働きかけ（市民活動センターの役割）

市民やNPOに対しては、中間支援組織としての役割を担っている市民活動センターとの協働によってNPOへの理解促進やNPOの能力向上を進めていきます。

市民活動センターは、官設置民運営の利点から、行政とNPOを理解し、橋渡しができる中間的な位置にあります。そのため、次の取り組みを実施し、中間支援組織としての役割を高めていきます。

- ① NPOの能力向上のため講座等を実施します。
- ② 協働の相手方となるNPOを選定するに際しては、その活動実績や組織の状況に関する情報を収集し、行政内部に向け発信することが重要になります。また、行政側の協働事業に関する情報をNPOに発信することも必要となり、この情報の集発信を市民活動センター運営団体との協働により進めていきます。

V NPOとの委託契約に関するガイドライン

NPOとの協働形態については、前述したようにさまざまな形態があげられますが、NPOによる公共サービスの提供という意味においては、事業委託がNPOの特質を直接的に活用するものとしてあげられます。

事業委託という形態においては、事業の確実な履行確保や選定における公正性の確保などが必要となるため、一定の手順をまとめるものです。

1 NPOへの事業委託を検討するにあたって

地方公共団体が行う契約は、原則として競争入札によるものとなっています。地方自治法施行令167条の2第1項に掲げる場合に限り随意契約を行うことができますが、その場合も見積合わせや事業の特性の見極め等により適正かつ公平に相手方を選定しなければなりません。

NPOへの委託がすべて価格競争に馴染まないとは、一概に言えないものの、まちづくりへの市民参加の側面をもっていることや、その特性を活かすために価格のみではなく総合的な評価に基づく選定が重要となります。NPOを契約相手とするにあたっては、上記の原則を十分に認識した上で、なぜNPOへ委託するのか、その根拠（期待される成果等）を明確にしておく必要があります。

- ・ より市民ニーズに沿ったサービスが提供できる
- ・ 費用に対してよりサービスの質や量が向上する
- ・ 業務委託を通じて地域住民主体のまちづくりが促進される 等

2 対象となるNPO

- ・ 委託契約の相手方としては、法人格の有無を問わず、本市における公共サービス等の提供を協働、分担していこうという趣旨のもとに促進条例第10条の規定に基づき登録したものを対象とします。
- ・ 受託可能な団体が登録されていない場合は、広報紙やホームページなどを活用し受託者を募集するなどし、併せて登録を求めていくことも必要です。
- ・ 本市の事業として確実な履行が必要であることから、必要に応じて組織の規模や活動実績などの一定の資格要件を課すことが必要となる場合もあります。

促進条例第10条の趣旨

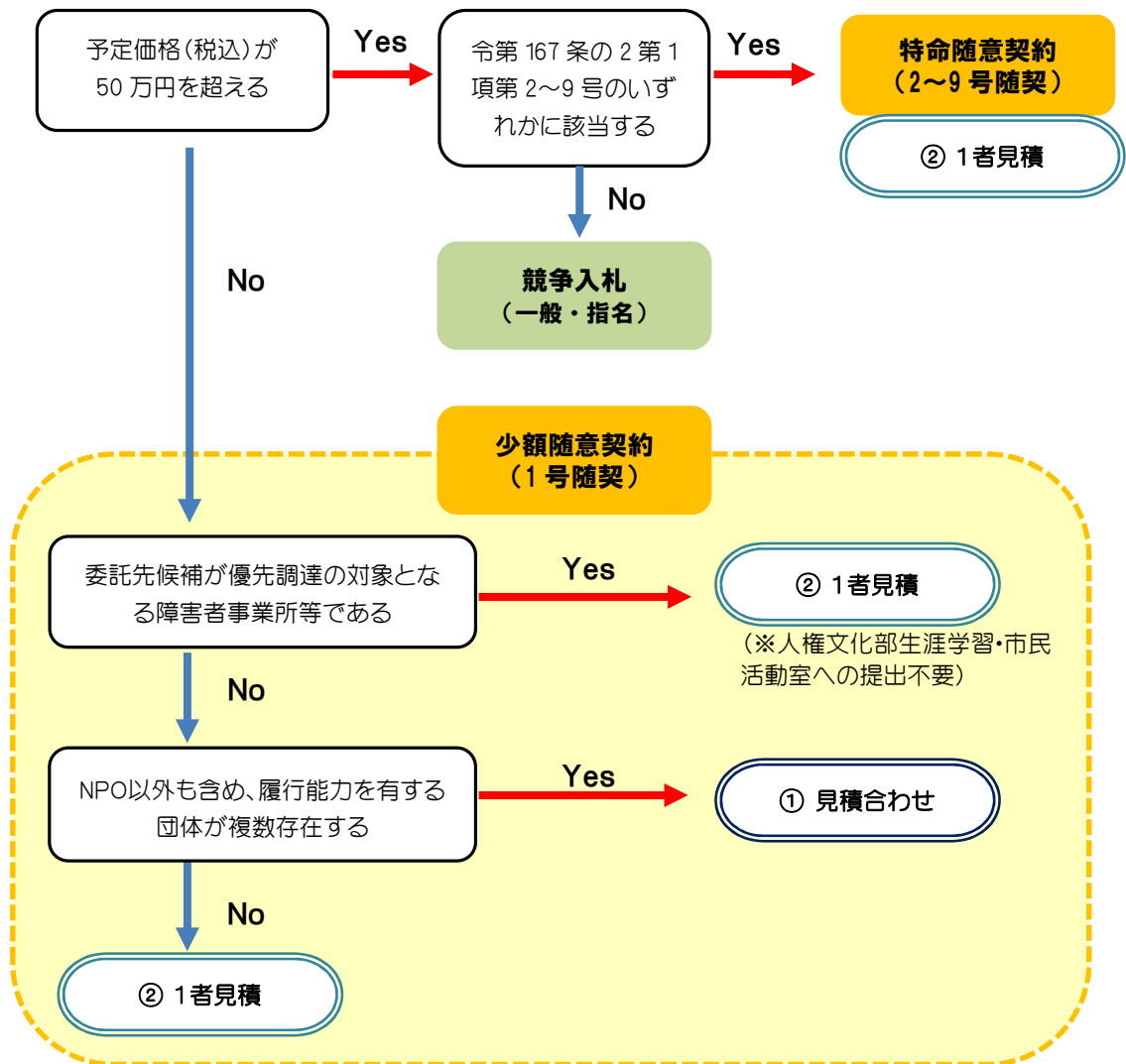
公共サービスを共有していこうという団体の意思の表明である。

公共サービスの供給者として市と協働しようとする場合は、その団体に供給者足り得るだけの能力や責任が要求されるものである。そのためには、少なくとも法人に類するような組織や内部規定などを有することが求められる。

3 委託相手の選定

箕面市契約規則（昭和 55 年箕面市規則第 40 号）に基づき、契約方法及び選定手法は
 予定価格によって下記のいずれかとなります。

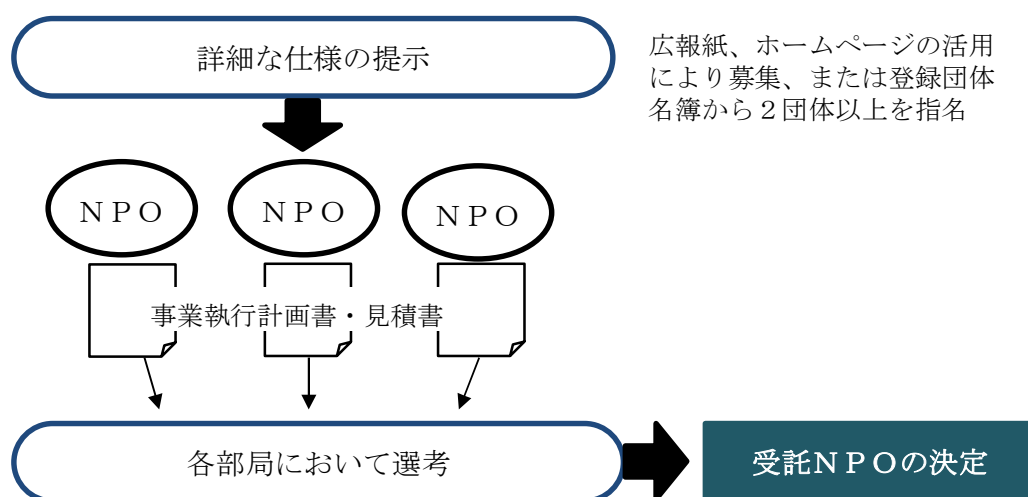
予定価格（税込）	契約方法	選定手法
50 万円以下	少額随意契約（1 号随契）	①見積合わせ ②1 者見積
50 万円を超える額	競争入札	
	特命随意契約（2～9 号随契）	



[選定手法の種類]

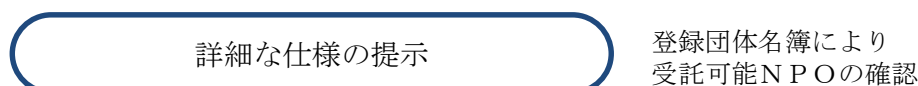
① 価格競争（見積合わせ）

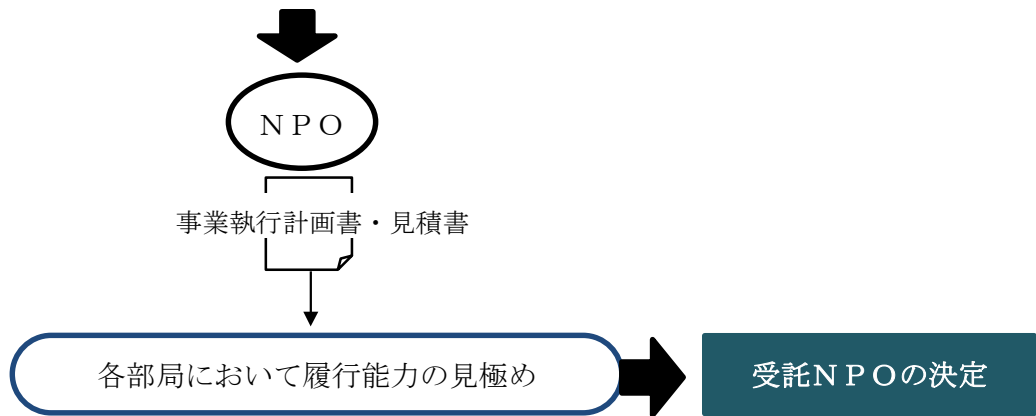
- ・ 予定価格が50万円以下（税込）の場合（少額随意契約）において、同種の履行能力を有するNPOが複数ある場合には、見積書の提出に基づき選定してください。
- ・ 業務の詳細な仕様書（事業費を含まない）を示して、業務執行の方法や体制等をまとめた業務執行計画書と見積書の提出を求め、業務履行が十分に可能なNPOの中から価格競争により決定してください。
- ・ 想定している委託先が優先調達の対象となる障害者事業所等である場合は、見積合わせの必要はありません。



② 1者見積（業務の特殊性などから委託先が特定される場合）

- ・ 予定金額（予定価格）にかかわらず、業務の特殊性などから事業を履行できるNPOが市内に1団体しかない場合など特別な理由がある場合は、その理由を明らかにして随意契約とすることができます（※NPOに限らず同種能力を有する事業者が複数存在する場合は価格競争により選定してください）。
- ・ 業務の詳細な仕様書（事業費を含まない）を示して、業務執行の方法や体制等をまとめた業務執行計画書・見積書の提出を求め、そのNPOの履行能力を確認してください。





4 対象となるNPOの評価の視点

委託事業を実施するNPOを選定するにあたっては、以下のような視点が挙げられます。しかし、評価の視点は例示であり、個々の事業毎に項目を追加、削除することが必要となります。

ア 事業遂行能力

- ・ 事業遂行に関する専門性
 - * 委託しようとする事業に対して専門性を持っているか
- ・ 事業運営力
 - * 事業スケジュール、担当者が明らかにされているか
 - * 予算に基づく計画的な事業執行が図られているか
- ・ 事業遂行の継続性・安全性・安定性
 - * 委託しようとする事業を安全確実に実施し、継続性をもって安定的なサービス提供が行えるか

イ まちづくりへの市民参加の視点

- ・ 公開性
 - * 自らの活動や決算を積極的に情報発信しているか
- ・ ネットワーク力
 - * 他の市民活動団体との連携を持っているか
- ・ 地域ニーズの把握力
 - * 活動する地域の市民ニーズなどを把握する手法を有しているか

ウ 市民満足が得られるかの視点

- ・ 安心感
 - * 委託内容によっては、顔の見える関係によって市民に安心感を与えられるか
- ・ 適正価格
 - * 契約金額に比して、委託事業の期待される効果が十分であるか。

5 NPOとの委託契約の実施にあたって

- ・ 事業委託（契約に関する手続きや履行に関する報告等）についての説明
新たに委託を受けるNPOは経験が浅く不慣れである場合がありますので、その意味（責任の所在など）と手続き（完了報告等）などを事業を発注する各部局において十分に説明しなければなりません。
- ・ 仕様書
委託事業の遂行は、仕様書に基づき行われることから、委託内容の説明を十分行った上で、仕様書の内容を詰めることが重要です。
- ・ 見積書
見積書の作成経験が浅いNPOが多く、どのような内容・項目を見積もる必要があるのか、十分に説明し、的確な見積書とすることが必要です。
- ・ 期間の確保
より良い企画や手法を求めるためには、応募のための十分な日数を確保することが必要です。
- ・ その他関係書類
NPOは、まだ市との委託契約の経験が浅いことから、必要とする書類等についても、その提出時期や記載内容等について十分に説明することが必要です。
- ・ 適正コスト
多様できめ細かな高満足のサービスを提供するためには、適正なコストを賄うだけの委託費用は確保されるべきであり、いたずらに低価格安上がりをNPOに求めることのないようにしなければなりません。
安価な労働力としてNPOを活用とすることは、市民と行政との協働関係によるまちづくりの推進という理念を破棄することにつながります。
- ・ 随意契約の相手方としての資格について
随意契約の場合、原則として競争入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）の中から相手方を選定する必要がありますが、NPO条例登録団体については、その団体の性質及び活動実績等により履行の保証がなされると認められた場合に限り、有資格者でなくても随意契約の相手方とすることができます（箕面市契約事務手続要綱（以下「契約手続要綱」という。）第69条第3項）。

【随意契約にてNPO委託を行う場合の具体的な流れ】

A 各室（課）における取り扱い

〔前提〕

- ・ 行政が実施すべき事業であること。
- ・ 公益性が高く地域に必要な事業であること。



[事業のNPO委託の検討]

- ① 既存事業等を見直し、NPO委託で実施しようとする場合
- ② 新規事業において、NPO委託で実施しようとする場合
 - ・ NPO委託によってより市民ニーズに沿ったサービスが提供できるか。
 - ・ NPO委託によって費用に比してよりサービスの質や量が向上するか。
 - ・ NPO委託をきっかけとして市民主体の地域づくりが進むか。

- * 多くの市民の参加を求める事業で、直接的に市政への参画につながるもの、または市民による組織づくりや市民運営で定着させていくもの。
- * 地域に根ざした活動が必要なものやコミュニティ形成、活性化につながると認められるもの
- * きめ細かくて柔軟な対応を必要とするものやNPOとしての特性が必要なもの
- * その他NPOに委ねることが適当と思われるもの



[契約方法の検討]

NPO条例登録団体の中から業務の実施可能な団体を選び、予定価格、競争性の有無により契約方法を検討する。

- ・ NPOを含めた複数業者の見積合わせを行う場合
 - ・ NPOの1者見積にて随意契約を行う場合
- (※予定価格が50万円を超える額で、競争性がある場合は競争入札で選定してください。)
- ⇒「NPO委託チェックリスト」を作成し、添付書類とともに、人権文化部生涯学習・市民活動室に提出する。

(委託先候補が優先調達の対象となる障害者事業所等の場合を除く)



B 人権文化部生涯学習・市民活動室の取り扱い

提出された「NPO委託チェックリスト」・添付書類を精査し、履行保証の確認をした書類を結果に明示し各室(課)へ回答する。

確認事項

- 1 NPO委託にふさわしい事業であるか。
- 2 契約手続要綱第69条第3項の履行保証の確認ができるNPOであるか(※)。

※ 当該NPOとの随意契約の可否を決定するものではありません。



C 各室(課)における取り扱い

- ① 予算化等の手続きを行う。

- ② 予算確定後、下記のいずれかの方法で委託先を選定する。

ア 価格競争（見積合わせ）

まず、業務の詳細な仕様書（事業費を含まない）を示して「登録団体」に対し公募、または指名等により募集し、業務執行の方法や体制等をまとめた業務執行計画書を求め、業務履行が十分に可能なNPO等の中から価格競争により選考する。

イ 1者見積（業務の特殊性などから委託先が特定される場合）

業務の特殊性から業務を履行できるNPOが1団体しかない場合、又は特別な理由がある場合は、その理由を明らかにし随意契約とする。

- ③ 契約手続を行う。

- ④ 委託事業の終了後、事業の評価を行い人権文化部生涯学習・市民活動室に報告する。